

国の後発医薬品の使用促進策

1 国民、患者向けの普及啓発の充実 <医政局>

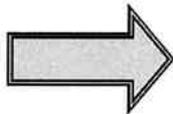
- 一般向けリーフレットの作成及び自治体等への配布
- 相談・苦情受付体制の充実

2 医療機関・薬局及び医療関係者に対する施策

- (1)都道府県における後発医薬品使用促進協議会の充実<医政局>
- (2)専門家向けのパンフレット・ハンドブック作成<医政局>
- (3)医療機関等に対する療養担当規則等における後発医薬品の使用促進に係る規定の周知徹底<保険局>

3 保険者による被保険者に対する普及啓発 <保険局>

「お願いカード」や「リーフレット」の配布、被保険者個々へのアプローチ等の普及啓発について保険者全体で取り組まれるよう、各種制度等における後発医薬品の使用促進の位置づけ等を行う



- 後発医薬品の使用促進について、国から医療保険者団体で構成する保険者協議会中央連絡会に協力要請
- 国は健保組合に対しては「健康保険組合給付等臨時補助金」の要件に、国保には「特別調整交付金」の要件に、後発品使用促進に向けた取組を反映

国保保険者における後発医薬品の使用促進策

◆「国民健康保険における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進について」(通知) →(参考資料)

- (1)「ジェネリック医薬品希望カード」の被保険者への配布
全被保険者で取り組むよう努めること。(経費を国が助成)
- (2)ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等
医療費通知の機会等を利用し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知するなどの取組に努めること
- (3)都道府県の支援
(2)のような取組について、財政支援に努めること
- (4)「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」への参加
保険者にも積極的な参加を求める

特に

- 医療費の高い市町村(指定・準指定市町村)については、国民健康保険法に基づき作成する安定化計画のなかに、『後発医薬品の使用促進』が追加され、取組の充実強化を求められている。 →(参考資料)

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、普及促進に向けた取組が行われているところである。

こうした中で、医療行政の一端を担うとともに、高齢化による医療費の増加が見込まれ医療費の適正化が重要な課題となっている国民健康保険を始めとする各医療保険の保険者においても、その普及促進に向けた積極的な取組が求められているところである。

このため、国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に当たっての留意点を下記のとおり取りまとめたので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 具体的な普及促進策

(1) 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を医師や薬剤師にお願いしにくい場合等に被保険者証等とともに医療機関や薬局等に提示することにより、円滑に後発医薬品（ジェネリック医薬品）が処方されるよう、「適正なジェネリック医薬品をお願いします」、「私は、ジェネリック医薬品を希望します。」等と記載されたジェネリック医薬品希望カードを原則として全ての保険者において被保険者への配布を行うよう努めること。

ジェネリック医薬品希望カードの形態は、手帳、キーホルダー等カードに限るものではないが、被保険者証とは独立し、希望の意思が明示されるものとする。

配布等に必要経費には、カードやパンフレット等の作成・購入経費、配布時の郵送料等、広報経費等が想定されるが、それらの財源の一部については、市町村国保分は平成21年度の調整交付金の予算の範囲内で措置し、国保組合分は、国民健康保険特別対策費補助金の予算の範囲内で措置する予定であること。

なお、カードの見本等については、日本ジェネリック医薬品学会や日本ジェネリ

ック製薬協会等のホームページを参照されたいこと。

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について

被保険者に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、医療費通知の機会等を利用し、特に長期服用者で後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい方を対象に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の差額についても併せて通知する等被保険者の状況に応じた後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進の取組を行うよう努めること。

(3) 都道府県における支援について

都道府県においても、(2)のような医療費適正化に資する特長ある取組については、その経費の一部に対し都道府県調整交付金を交付するなど積極的な支援に努めること。

2 安定化計画における規定について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2に基づく指定市町村においては、特に1（2）の促進策に努めることとし、同条に基づく安定化計画において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に係るその具体的取組についての計画を明記することとする。

なお、安定化計画の作成指針（平成20年2月27日厚生労働省告示第34号）においても、安定化措置の内容として「後発医薬品の使用促進」を加える改正を行う予定であるので申し添える。

3 その他

都道府県で設置される後発医薬品安心使用促進のための協議会について、新たに保険者についても積極的に参加を求めるとされているところであり、各都道府県においては同協議会担当部局と連携を図るとともに、各保険者においては同協議会を運営している各都道府県より参加の依頼があった場合は、積極的に協力するよう努めること。

なお、国保保険者において1、2のような取組に努めることにかんがみ、国保直営診療施設においても後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に配慮すること。

事務連絡
平成21年3月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当たっての後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策に係る留意事項等について

国民健康保険事業の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、平成21年2月10日付け事務連絡「平成21年度の指定（準指定）市町村の安定化計画作成に当たっての留意事項について」により、安定化計画の策定に当たって、後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の使用促進に係る具体的取組を明記すること等を御連絡したところですが、今般、別紙のとおりジェネリック医薬品の使用促進策に係る留意事項について取りまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内指定・準指定市町村及び国民健康保険団体連合会への周知、その他保険者への情報提供等、特段の御配慮をお願いいたします。

また、厚生労働省医政局経済課からジェネリック医薬品の普及啓発用として、「ジェネリック医薬品使用促進リーフレット（両面・三つ折り）」（別添PDFファイル）を作成し、同PDFファイルを厚生労働省ホームページ（URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryoku/kouhatsu-iyaku/index.html>）に掲載するとともに、主に薬局に配布する予定であること及び都道府県衛生主管部局へもサンプル用として配布する予定であるとの連絡がありましたので、貴管内保険者等への情報提供を併せてお願いいたします。

〔問い合わせ先〕

厚生労働省保険局国民健康保険課

安定化計画専門官 森

(Mail mori-haruhito@mhlw.go.jp)

安定化計画係長 黒岩

(Mail kuroiwa-hiroyuki@mhlw.go.jp)

電話 03-5253-1111 内線 3265

直通 03-3595-2575

ジェネリック医薬品の使用促進策に係る留意事項について

1 ジェネリック医薬品希望カードの配布等について

- (1) カード等の材質については問わないものであること。
- (2) カード等配布用のリーフレット、パンフレット等を作成し、カード等と一緒に配布すること。
なお、パンフレットの見本等については、日本ジェネリック医薬品学会等のホームページを参照されたいこと(注)。
 - ・ 日本ジェネリック医薬品学会ホームページ
(URL: <http://www.generic.gr.jp/>)
- (3) 配布に併せて広報(ポスター、広告、市町村報への掲載、ホームページでの普及・啓発等)の実施を検討すること。

注： 日本ジェネリック医薬品学会のホームページに全国のジェネリック取扱薬局情報等も掲載されているので参照されたいこと。

また、同ホームページの記事等を利用しパンフレット等を作成する場合は、事前に同学会の了解を得るなど、取扱いに留意すること。(同ホームページ上のパンフレットに記載されている説明文を引用することは可能だが、イラスト等の引用については著作権等の関係が生じるため。)

2 ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知について

(1) 取組内容について

ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知(以下「個別通知」という。)等については、次の①、②のいずれかの取組を行うよう努めること。

- ① 医薬品の長期服用者でジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい者を対象に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について、個別通知を行うこと。
- ② レセプト点検等を通じ、医薬品の長期服用者であって、ジェネリック医薬品に切り替えることによって自己負担額の軽減額が相当程度見込まれる者を抽出し、自己負担額の軽減例を送付するなど、ジェネリック医薬品への切り替えを働きかけること。

なお、自己負担額の軽減例については、日本ジェネリック医薬品学会等のホームページを参照されたいこと(注：1の注と同じ。)

(2) 留意点

- ① この取組は、個々の被保険者の状況に合わせた啓発を行うことに意義があり、一般的なジェネリック医薬品の使用促進のための広報等とは違うことに留意し、市町村の状況に合った通知方法等を検討されたいこと。
- ② 個別通知等の実施に当たってレセプト点検を委託している場合にあつては、委託業者と調整を行い、この取組の委託についても検討されたいこと。

- ③ 個別通知等の実施に当たっては、がんその他特殊疾病に使用される薬及び短期処方薬等を服用している場合は対象者から除外することなど、適切な対象者の選定に配慮すること。
- ④ 個別通知等を送付する場合は、医療費通知の機会等を利用するなど、費用対効果を考慮した実施に努めること。
- ⑤ (1) ①の取組を行うに当たっては、システム的な対応も必要と考えられることから、現在、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有するレセプトデータ（調剤レセのうち電子化されたものに限る。）から同じデータ形式でデータを抽出する仕組みを検討しており、詳細が決まり次第連絡する予定であること。

3 都道府県の助言・指導等について

(1) 保険者に対する助言・指導等

都道府県は、上記1、2の取組について、指定・準指定市町村における安定化計画の策定等について、適切な助言、指導を行うこと。

また、上記2の取組については、必要に応じその経費の一部に対し都道府県調整交付金を交付するなど積極的な支援に努めること。

(2) 国保連合会に対する指導

国保連合会については、指定・準指定市町村に対して次の支援策等の例を参考に支援に努めるよう指導すること。

（国保連合会が行う支援策等の例）

- ① 保険者事務共同事業による支援
 - ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」や広報パンフレットを国保連合会で共同して作成・購入することによる、保険者負担の軽減
 - ・ 上記カードやパンフレット等に対する照会窓口の設置等
- ② 保険者支援事業の充実
 - ・ 小規模保険者、へき地保険者等のジェネリック医薬品の使用促進策への支援
 - ・ 保険者が実施する「ジェネリック普及講習会」等への支援
- ③ 国保連合会の広報活動の充実等（ポスター、マスメディア活用による広報、ホームページへの掲載等）

もっと詳しく
知りたい場合は？



医師・薬剤師にお気軽に
ご相談ください。



【連絡先】

- 厚生労働省医政局経済課
TEL 03-5253-1111 (内線2528)
- 上記のほか以下の団体でもジェネリック医薬品についてのご質問にお答えします。
- 独立行政法人医薬品医機器総合機構
TEL 03-3506-9457
- 社団法人日本薬剤師会 (くすり相談窓口)
TEL 03-3353-2251
- 日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- 日本保険薬局協会
TEL 03-3243-1075
- 日本ジェネリック医薬品学会
TEL 03-3583-7710
- NPO法人 ジェネリック医薬品協議会
TEL 0422-32-7445

ジェネリック医薬品は
これまで効き目や安全性が実証されて
きたお薬と同等と認められた低価格な
お薬です。



お薬は選択する時代へ



厚生労働省

別添(リーフレット表)

C

M

Y

K

どのくらい
安い？



薬代として3割以上
中には5割以上
安くなる薬もあります。



医薬品は開発に費用が多かりますが、
開発期間が短くて済むジェネリック医薬
品は当然価格も安いのです。

効き目は
確か？



安全性も品質も
変わりません。



ジェネリック医薬品は、これまで効き目
や安全性が実証されてきたお薬と同等と
確認された上で製造、販売が認可されて
います。

種類は
あるの？



さまざまな分野、症状に
対応しています。



高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬
などさまざまな分野や症状に対応してお
り、またカプセル、錠剤、点眼剤などそ
の形態もさまざまです。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発チラシについて

1. 背景及び趣旨

国は、後発医薬品について、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資するという観点から、市町村国保や後期高齢者医療広域連合などの医療保険者に対して後発医薬品の普及促進に向けた取組を求めているところである。

一方、後発医薬品の品質、供給体制、情報提供体制等の問題が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。

これらのことから、被保険者及び被扶養者が、後発医薬品の正しい知識(メリット・デメリット)を得て、自分の薬を医師や薬剤師と相談しながら選択できるように、後発医薬品についての普及啓発を行う必要がある。

このため、県では県医師会等の助言を受け、『自分に合った薬の選び方～後発医薬品(ジェネリック医薬品)について～』のチラシを県と3師会で作成した。

2. 対象及び活用方法

市町村国保及び後期高齢者医療広域連合等の医療保険者が、被保険者への普及啓発用のチラシとして活用を図る。

また、県医師会・県薬剤師会等の関係機関及び保健所等にも配布し、医療関係者にチラシの内容等の理解と後発医薬品についての正しい普及啓発についての協力をお願いする。

3. 周知時期

8月下旬～9月上旬

4. その他

- 「ジェネリック医薬品希望カード」については、各医療保険者で必要性について検討し、作成することとする。

自分に合った薬の選び方

～後発医薬品(ジェネリック医薬品)について～



後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは？

【先発医薬品】



【開発期間 10~15年】

【後発医薬品】 (ジェネリック医薬品)



【開発期間 3~5年】

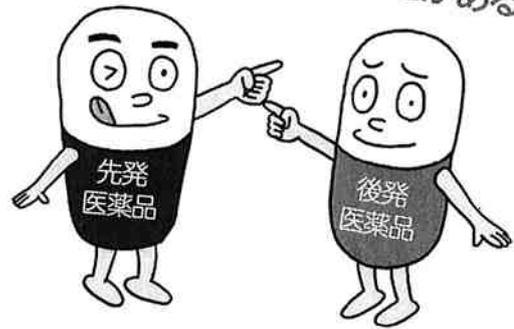
後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社により製造販売される医療用医薬品です。先発医薬品と同じ有効成分を同一量含み、効能・効果は原則的に同じです。

先発医薬品は開発に時間と費用がかかりますが、後発医薬品（ジェネリック医薬品）は実施する試験項目を省略できるので、先発医薬品に比べて開発期間が短縮され、低価格での提供が可能となり、薬代として3割以上安くなる薬もあります。

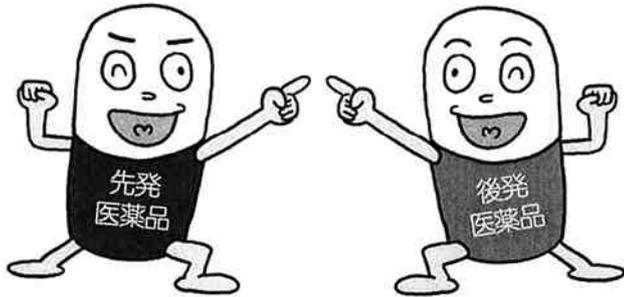
後発医薬品(ジェネリック医薬品)の薬効は？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で製造、販売が認可されています。

薬の形を整えるための賦形剤などが違うことがあるよ。
どこが違うの??



僕たちコピーみたいだね。
有効成分は同じだよ。でも、全く同じ薬ではないよ。



ただし、後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品とつくり方に違いがあるため、場合により、先発医薬品と異なった作用等が生じることもあります。

このような場合は、かかりつけ医やかかりつけ薬局に相談してください。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更は？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、医師による処方せんが必要です。本来、医師は治療のために最適な薬を処方していますが、患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)を希望する場合は、処方を変更することもできます。

なお、薬や症状によっては、先発医薬品しか発売していない場合や病院、薬局での在庫が十分でなく、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を用意するのに時間がかかることもあります。そのため、かかりつけ医・かかりつけ薬局で、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の有無などについて確認してもらいましょう。

処方せん	
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です)	
公費負担番号	保険者番号
公費負担番号 の発給番号	保険者番号 の発給番号
氏名	住所
生年月日	年齢
性別	電話番号
区分	医師氏名
発行年月日	処方せんの 有効期限
平成 年 月 日	平成 年 月 日
氏名	
住所	
電話番号	
調剤年月日	公費負担番号
調剤年月日	公費負担番号 の発給番号

後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更不可の場合、以下に署名
保険医署名

処方せんに医師のサイン等がなければ、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更ができません。かかりつけ医・かかりつけ薬局に相談しましょう。

最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省統計)

表1 診療種類別の概算医療費の推移

(単位：兆円)

	総計	診療費					調剤	(参考) 入院外 +調剤
		計	医科		歯科			
			計	入院		入院外		
平成17年度	32.4	27.8	25.2	13.0	12.2	2.6	4.6	16.8
平成18年度	32.4	27.6	25.1	13.0	12.1	2.5	4.7	16.9
平成19年度① (構成割合)	33.4 (100%)	28.2 (84.4%)	25.7 (76.9%)	13.4 (39.9%)	12.4 (37.0%)	2.5 (7.5%)	5.2 (15.5%)	17.5 (52.4%)
平成20年度② (構成割合)	34.1 (100%)	28.6 (83.8%)	26.0 (76.3%)	13.6 (39.9%)	12.4 (36.4%)	2.6 (7.5%)	5.4 (16.0%)	17.8 (52.3%)
②-①	0.62	0.34	0.27	0.25	0.02	0.07	0.27	0.29

注1) 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

注2) 総計には、訪問看護療養費の費用額を含む。

出典：医療費の動向(年度版)

表2 調剤医療費、処方せん枚数、処方せん1枚当たり調剤医療費

		実数				対前年度比(%)		
		17年度	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
全数	調剤医療費(億円)	45,927	47,468	51,673	54,402	3.4	8.9	5.3
	処方せん枚数(万枚)	66,363	68,955	70,739	72,008	3.9	2.6	1.8
	1枚当たり調剤医療費(円)	6,921	6,884	7,305	7,555	▲0.5	6.1	3.4
電算処理分	調剤医療費(億円)	25,658	33,305	41,803	49,630	29.8	25.5	18.7
	電算化率(%)	55.9	70.2	80.9	91.2	—	—	—
	処方せん枚数(万枚)	36,777	48,106	57,089	65,638	30.8	18.7	15
	電算化率(%)	55.4	69.8	80.7	91.2	—	—	—
	1枚当たり調剤医療費(円)	6,977	6,923	7,322	7,561	▲0.8	5.8	3.3
	電算処理分/全数	1.008	1.006	1.002	1.001	—	—	—

注1) 「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

注2) 「処方せん枚数」とは、調剤報酬明細書に記録される処方せんの「受付回数」を合計したものである。

注3) 「全数」とは、医療保険及び公費負担医療で給付の対象となる医療費(患者負担分を含む。)のうち、審査支払機関による審査分(再審査分等調整前)を集計対象としたものである。

注4) 「電算処理分」とは、「全数」のうち、レセプト電算処理システムにより処理された明細書(いわゆる「電子レセプト」)を集計対象としたものである。表3についても、「電算処理分」の集計値である。

(出典：調剤医療費(電算処理分)の動向(年度版))

表3 後発医薬品割合(数量ベース)、後発医薬品調剤率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
後発医薬品割合(数量ベース)(%)	15.4	16.1	18.0
対前年同期差(%ポイント)	1.3	0.7	1.9

注) 数量とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

(出典：最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(月次版))